

日興堂 the オークション（ニコオク）

市場規約

運営規程

手数料規程

参加マニュアル

評価額前払いサービス利用規定

お任せプランサービス利用規定

(Ver. 1. 0. 0)

2020年 6月10日制定

目次

市場規約	3～5ページ
運営規程第1章 参加	6～7ページ
第2章 出品・落札	8～10ページ
第3章 検品	11ページ
第4章 配送	12～13ページ
第5章 審査	14～18ページ
手数料規程	19ページ
参加マニュアル	20～22ページ
評価額前払いサービス利用規定	23～24ページ
お任せプランサービス利用規定	25～26ページ

- 日興堂 the オークション市場規約（以下、「市場規約」という）とは、古物営業法に基づき、定めた古物市場に関する規約である。
- 日興堂 the オークション運営規程（以下、「運営規程」という）とは、以上に掲げる規程の総称である。
- 日興堂 the オークション手数料規程（以下、「手数料規程」という）とは、運営規程に基づき手数料について、必要な事項を定めたものである。
- 日興堂 the オークション参加マニュアル（以下、「参加マニュアル」という）とは、オークションに参加するにあたり、スムーズな取引を可能にすると共に事故を防止することを目的として、参加する際の留意点、参加方法等の細則について、必要な事項を定めたものである。
- 日興堂 the オークション評価額前払いサービス利用規定（以下、「評価額前払いサービス利用規定」という）とは、ニコオクへの出品を行うことを前提に、商品をお預かりした時点で当社が評価を行い、その評価額の70%を金員で補償するサービスで、この取引をスムーズに可能にすると共に事故を防止することを目的として、利用する際の留意点、利用方法等の細則について、必要な事項を定めたものである。
- 日興堂 the オークションお任せプランサービス利用規定（以下、「お任せプランサービス利用規定」という）とは、出品会員様に代理して、当社が売主として落札者との間で商品売買契約を行う形で出品代行を行うサービスで、この取引をスムーズに可能にすると共に事故を防止することを目的として、利用する際の留意点、利用方法等の細則について、必要な事項を定めたものである。

各規約・各規程・各マニュアル・各規定（以下、「本規約等」という。）は、株式会社日興堂（以下、「当社」という。）が運営する各サービス（以下「本サービス」という。）の提供条件並びに当社と本サービスの申込み希望者及び利用者である個人又は法人（以下、「ユーザー」という。）との間の権利義務関係を定めております。ユーザーは、本サービスへの申込み及び利用に際しては、本規約等の全文をお読みいただき、内容を十分に理解した上で、本規約に同意いただく必要があります。

市場規約

第1条 (名称)

当オークションは、「日興堂 the オークション」(以下、「ニコオク」という)と称する。

第2条 (目的)

ニコオクは次の事項を目的とする。

- (1) 美術品・骨董品・茶道具等のオークション事業。
- (2) 美術品・骨董品・茶道具等の流通情報の提供。
- (3) 美術品・骨董品・茶道具等の相場情報の提供。
- (4) 商品の良好な品質の提供及び市場取引の円滑な運営を図ることにより、業界の発展に寄与し、市場取引の適正化及び健全化を目的とする。

第3条 (所在地)

ニコオクは、兵庫県神戸市兵庫区水木通8-3-14にその本拠地を置き、株式会社日興堂(以下、「当社」という)が運営を行うものとする。

第4条 (開市の日時)

ニコオクは原則として毎月第3土曜日に開催し、オークション開始時間は午前10時から終了するまでとする。尚、オークション開催日は、当社都合により変更する場合がある。

第5条 (参加資格)

ニコオクに参加するには、当社が定める会員資格を有する者(以下「オークション会員」という)とする。ニコオクの会員資格は次の通りとする。尚、ニコオクの会員資格を有する者は、株式会社エコリングの主催するオークション「Ecoring the Auction (エコオク)」に参加することができる。

- (1) オークション会員は当社が会員名簿に登載する事を認めかつ、会員所在公安委員会発行の「美術品・道具類の古物取扱い許可証」の所有者でなければならない。
- (2) 当社が要請する必要書類を提出しなければならない。
- (3) 本サービス参加に必要な地上通信網及び通信設備を有し、当社が推奨する動作環境を満たすこと。
- (4) 常設の営業拠点を有し、現に営業活動を行っていないなければならない。

第6条 (取引の方法及び取引結果の遵守)

- (1) ニコオクの方法はオークション会員がインターネット環境を使用し、当社指定の価格幅にて競り上げる方法とする。
- (2) 当社は、当社が提供するシステムを利用したニコオク売買により売手、買手の取扱い商品取引の仲介を行う。
- (3) オークション会員は、ニコオクにおける取引のすべての結果を遵守しなければならない。

第7条 (任意解約と中途解約)

オークション会員は1ヶ月前の予告をもって、任意に退会することができる。この場合、オークション会員は当社に対し、書面にて届け出るものとし、当社が書面を受理した月の翌月末をもって本契約、又は利用サービスを

中途解約できるものとする。但し、オークション会員に決済未完了の商品取引、当社に対する債務等が存在する場合、当社はオークション会員の解約届出の受理を留保することができ、解約を認めない場合がある。尚、入会金・年会費等の返還は一切行わない。

第8条（禁止行為）

オークション会員は、次の行為をしてはならない。

- (1) オークション会員以外の者を、ニコオクに参加させること。
- (2) 本規約のほか、別途定める諸規程、参加マニュアルにおいて定める条項に違反すること。
- (3) 手元にない商品を予約・取り寄せで販売する行為。
- (4) 当社が提供するインターフェイスとは別の手法を用いてサービスにアクセスすること。
- (5) その他、当社が不適切と考える行為。

第9条（参加制限）

当社は、以下の各号の1つに該当する場合、オークション会員のニコオクへの参加を制限することができる。

- (1) 当該オークション会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。
- (2) ニコオクを介さず、売手、買手、購入店等の双方の談合によって取引したとき。
- (3) その他当社が、ニコオクへの参加を不適当と認めたとき。

第10条（品位の保持）

オークション会員は社会道徳を重んじ、オークション会員にふさわしい行状の保持に努めなければならない。

第11条（除名及び契約の解除）

当社は、会員が以下の各号に違反した場合、除名及び契約の解除ができるものとする。

- (1) 基本契約、又は当社が定めた規程などに違反した場合。
- (2) ニコオクの正常な運営を損なう行為に対し、当社の指導、勧告に従わない場合。
- (3) 会員が除名された場合、基本契約も効力を失うと共に、再入会をすることができない。
- (4) 会員がニコオク運営規程第3章第3条第1号より第3号に該当したときは、当社からの請求又は通知により会員は、期限の利益を失い、当社は、この契約を解除することができる。
- (5) 当社は、前号により会員に対し、契約の解除がなされた場合、契約の解除に伴う損害賠償その他財産上及び非財産上の如何なる要求もできる。

第12条（クレーム及びトラブルの処理）

- (1) ニコオク終了後に、落札商品の品質及び傷・割れ・汚れ・シミ・直し・破損・その他の損傷又は欠陥の瑕疵について、落札者から落札商品についてクレーム申告があった場合、入札参加規程に基づいて当社が協議又は裁定を行う。
- (2) 前項の結果については、これに従わねばならない。
- (3) 上記クレーム及びトラブルの処理に関して、当社は当事者以外の第三者との交渉は一切受け付けないものとする。

第13条（オークションの運営）

ニコオクの運営については、本規約のほか、別途定める諸規程、参加マニュアルに基づきとり行われる。

第14条（規約・規程・マニュアルの改訂）

諸般の情勢の変化により、本規約のほか、別途定める諸規程、参加マニュアルの改訂を当社が必要と認めた場合、随時任意に改訂し、WEB サイト等を通じオークション会員に通知するとともに、必要に応じて監督諸官庁に届出を行う。

第15条（免責）

以下の場合には、当社は一切の損害について責任を負わないものとする。

- （1） コンピューターの故障、不具合等によるニコオクの実施不能。
- （2） 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器又はプログラム等の障害、ダメージ等によりニコオクの開催が中断又は遅延や開催不能となった場合。
- （3） 第三者により本サービスへの妨害、システムへの侵入、情報改変等により本サービスに係る情報の授受が中断又は遅延した場合。
- （4） 当社が発行した ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによる損害。

第16条（登録データの著作権）

- （1） ニコオクの運営に伴い作成・開示・提供する商品情報、その他ニコオクデータの著作権は当社に帰属するものとし、当該情報はグループ会社である株式会社エコリングと共同利用する。
- （2） オークション会員は、ニコオクに関するデータを自ら流用又は第三者に流出・利用させてはならない。但し、ニコオク落札者は、自身で落札した当該落札商品のニコオクで表示されていた商品画像データ（当社出品商品及び委託出品商品）に限り、一切の加工を行わない場合のみ転用を認める。

第17条（手数料）

ニコオクに参加する会員は、当社が別途定める方法により、手数料を支払わなければならない。

第18条（準拠法及び管轄裁判所）

ニコオクの取引及び運営に関しては、日本法に準拠し、日本法に従って解釈するものとし、当社とオークション会員との間に紛争が生じた場合には、神戸地方裁判所姫路支部を第1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

運営規程

第1章 参加

第1条 (参加資格)

- (1) 日興堂 the オークション (以下、「ニコオク」という) の参加資格者は原則として市場規約第5条の諸条件を充足し、かつ株式会社日興堂 (以下、「当社」という) が参加を認めた者とする。
- (2) 会員は市場取引の適正化及び健全化を目指し、真摯に取引を行わなければならない。

第2条 (オークション参加)

ニコオクに参加する会員は、参加資格を得た者が、次項の手続を完了しなければならない。

- (1) オークション参加の為の契約書を締結すること。
- (2) 指定の条件を満たしたパーソナルコンピュータの設置、インターネット回線・ルーター等の作動確認が完了していること。

第3条 (取引の方法・開催・起算日・受付期限)

- (1) ニコオクは、当社が運営するウェブサイトにて地上通信網、又は専用ソフトを利用したオークション開催により、出品会員・落札会員間の美術品・骨董品・茶道具等の取引の仲介を行う。
- (2) 起算日とは、オークション開催日のことを指す。オークションが複数日に渡る場合は、開催最終日をもって起算日とする。
- (3) 本規程第1章から第5章の各項の定める起算日並びに受付期限は、特別な定めのない限りオークション開催日の当社受付営業時間内とする。

第4条 (契約解除)

- (1) 当社は、会員がニコオク参加基本契約、市場規約、本規程及びオークション参加マニュアル、その他当社が定める規約・規程等に違反した場合は、何らの通告・催告を要せずに除名又は契約解除ができるものとする。この場合、会員の参加基本契約も終了し、事前通告無しを除名又は契約解除に対して異議の申し立てをしないこととする。但し、当社が事前に認めた場合、この限りではない。
- (2) 契約解除がなされた場合は、会員は期限の利益を同時に喪失するものとし、当社に対する支払債務、その他履行すべき債務等が存在する場合は、速やかに清算しなければならないものとする。

第5条 (禁止行為)

会員は、以下の行為を行ってはならず、行った場合には、当社は直ちに参加制限又はオークション参加基本契約を解除できるものとする。

- (1) 市場規約第8条の行為。
- (2) 出品商品をニコオクによらず、出品会員、落札会員双方の談合によって取引すること。
- (3) 当社及びニコオクを誹謗中傷するような行為等、品位を損なう行為があったとき。
- (4) ニコオクのサイトに掲載されている情報を当社に無断でインターネット・出版物・チラシ等の如何を問わず掲載する行為、これに類似する行為。
- (5) ニコオクのサイト及びIDを利用する権利を譲渡又は貸与する行為。
- (6) その他、当社が禁止する行為。

第6条 (参加制限)

市場規約第9条に従い、当社の判断において一定期間の落札禁止、与信額の減額、参加区分の変更（売りのみ会員等）、又はペナルティ手数料の請求等を行うことができる。会員は本判断に対して同意しなければならない。尚、参加制限されている期間の月額使用料金は発生するものとする。

第7条 (代金決済)

代金の決済は、本規程第2章に定める方法によるものとする。

第8条 (手数料)

ニコオク会員は、当社の定める方法により、手数料を支払わねばならない。

第9条 (クレーム・トラブル処理)

市場規約第12条により、当社は、会員の依頼を受け、クレーム・トラブル処理の仲介を行う。

第10条 (規約・規程等の改訂の通知)

- (1) 当社が必要と認めた場合、運営規程、参加マニュアル等関係規定の改訂を随時、任意に改訂し会員に通知する。
- (2) 改訂した内容については、当社の運営するウェブサイト画面上、電子メール等で通知することがある。

第11条 (詳細事項)

本運営規程の細則については、当社が別途作成する「参加マニュアル」に定めるものとする。

第2章 出品・落札

第1条 (運営方法)

- (1) ニコオクは、出品会員が市場にて商品を売却する意思を持ち、美術品・骨董品・茶道具等を出品して、落札会員が商品の購買意欲を持って適正に競りを行うものである。
- (2) 会員は、当社が運営するウェブサイトに対して、別途定める参加マニュアルに基づき参加しなければならない。
- (3) オークションの開始及び終了は、当社が運営するオークションシステムが保持する時間で行い、入札信号受信については、当社が運営するオークションシステムが処理した信号に従うものとする。
- (4) オークション上に表示される商品代金は、内税とする。

第2条 (出品会員)

出品会員は、美術品・骨董品・茶道具等の出品に際して、最終的に美術品・骨董品・茶道具等をエンドユーザーが利用することに鑑み、エンドユーザーの立場に立ち、次の義務を負う。

- (1) 本規程第3章に定める検品を理解し、実行することができること。
- (2) 当社検品に基づき、出品予定商品の傷・割れ・汚れ・シミ・直し・破損・その他の損傷又は欠陥の瑕疵等の結果を誠実に申告すること。
- (3) 成約後、(2)の出品申告内容と実際の商品との間に相違が生じた場合、建設的かつ円滑的に協力し、オークション参加者間における当社の調整を遵守することができる者であること。

第3条 (出品基準)

出品商品は次の基準に適合したものでなければならない。

- (1) 本規程第3章第3条に抵触しない商品
- (2) 所有権が出品会員にある商品

第4条 (出品会員の参加確認義務)

出品会員は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 出品会員は検品後、オークションシステムの画面により表示される検品結果、当社にて追加した出品商品画像を確認し、相違があった場合は、(2)の定める時間までに当社へ申告しなければならない。但し、当社にて追加した画像は、当社が認めた場合のみ差し替えできるものとする。オークション成約後における検品結果の相違・画像違い等に起因するクレームは出品会員の責任とする。
- (2) 出品会員は、出品予定商品の内容を、当社オークションシステムの自社出品一覧画面で必ず確認しなければならない。万一、商品の売却希望金額の変更、出品取消し及び公開予定の商品情報の内容に相違があった場合は、オークション開催前日の17時までには当社に電話にて通知しなければならない。
- (3) オークションスタート価格の設定は、当社にて設定するものとする。
- (4) 出品予定商品データの必要事項等が空欄の場合や、出品会員が登録した出品予定商品データと実際の商品に相違点がある場合は、出品取消しとなることがある。

第5条 (出品手続)

出品の手続きは、次の手順で出品会員が行う。

- (1) 出品会員は、出品予定商品の写真(最大10枚)・価格や不具合箇所の他、必要項目の入力をオークシ

ョンシステム画面から当社が定めた方法により行うこと。但し、当社の判断で不適切な入力情報と認められる場合は、入力情報を削除・変更することがある。

- (2) 出品会員は出品予定商品を、当社が定める期限までに株式会社日興堂に送付すること。

第6条 (出品手続期限)

- (1) 出品手続きは、当社が定める期限までに行うものとする。
(2) 当社は、出品予定商品の商品数を諸事情により制限することがある。

第7条 (取引)

- (1) オークション会員は当社オークションによる取引について、システムによるすべての結果を遵守しなければならない。
(2) 出品会員が、当社が市場流通を好ましくないと判断する出品予定商品を出品した場合、当社は出品予定商品の出品取消しを行うことがある。
(3) 前各号に規定されている内容について、会員は当社に異議申し立てできないものとする。

第8条 (出品会員への代金決済)

- (1) 出品会員に対する決済は、次のとおりとする。
① オークション終了後、成約商品代金の支払い手続を開始し、オークション終了後 1 週間以内に、出品会員の当社への登録銀行口座へ、ニコオクで発生した手数料を差し引いた金額を振込みで支払う。
② 出品会員は、成約料その他の費用及びペナルティ手数料等を、参加オークション起算日を含め3日以内に当社に対し支払わなければならない。
(2) 出品商品が成約しなかった場合でも、出品に要した費用及び手数料は全て出品会員の負担とし、当社に手数料等を支払った場合もその返還は行わない。

第9条 (商品の売却)

- (1) 落札会員は、当社が定めた期日までに落札商品代金・落札手数料等を支払わない場合、支払期日を過ぎた時点で、当社は当該商品を落札価格又は、オークションセリ相場を基準として、当社が評価する価格をもって本契約に基づく残債務に充当することができる。
(2) 落札会員は、当社が定めた期日までに支払いを怠り、その結果生じた当社の損害について、遅延損害金及び落札商品保管料並びに落札商品保管に伴う事務手数料を当社に支払わなければならない。

第10条（落札会員）

- （1） 落札会員は、当社と締結した契約事項及び運営規程等を十分に理解し、参加しなければならない。
- （2） 商品はその性質上、ほとんどが新品でない古いものを現状有姿のまま出品されるものであるため、落札会員は、落札しようとする出品予定商品の画像と文字を十分に把握し、下見会で実際に現物を確認し、商品の状態については自己の判断、責任においてオークションに参加しなければならない。当社は傷・割れ・汚れ・シミ・直し・破損・その他の損傷又は欠陥等の瑕疵について一切責任を負わず、隠れたる瑕疵の担保責任も負わない。
- （3） 落札した商品をキャンセルする場合は、当社と協議の上でキャンセルの手続きを進めると共に、第5章第10条をはじめとするキャンセル手数料を当社へ支払わなければならない。このキャンセル手続き及びキャンセル手数料は、商品や金額を誤認したほか、操作を誤って落札した場合も含まれる。
- （4） 商品落札後は当社が指定した方法で、落札手数料及び落札商品代金を支払わなければならない。
- （5） 落札商品についてクレームが生じた場合、建設的かつ円滑に解決しなければならない。

第11条（入札・保留交渉）

- （1） 入札は責任をもって行わなければならない。
- （2） 落札後に、返品になる可能性があり、かつ、各所定鑑定人へ真贋確認等の時間を要する商品に関しては、落札者に当該商品が到着した日を含め5営業日以内に、返品交渉依頼書を当社オークション事業部にFAXにて送付しなければならない。
- （3） 前項の返品交渉依頼による交渉延長期間は、当社にFAXが到着した日から90日間とする。
- （4） 出品者は、前項の交渉延長期間内に発生した返品の依頼に対しては、必ず応じなければならない。
- （5） 出品者は、保留交渉を経て販売した商品は、キャンセルすることはできない。
- （6） 出品した商品をキャンセルする場合は、当社と協議の上でキャンセルの手続きを進めると共に、第5章第10条をはじめとするキャンセル手数料を当社へ支払わなければならない。このキャンセル手続き及びキャンセル手数料は、商品や金額を誤認したほか、操作を誤って出品した場合も含まれる。

第12条（落札方法）

当社オークションは、競り上げ方式で行い、落札方法は以下の方法がある。

出品会員が設定した金額に一番高額で応札した落札会員に対して落札権利者が決まるオークション方式。応札1回あたりの競り上げ価格は、当社規定の単位とする。

第13条（遅延損害金）

会員は、当社に対し債務の支払いを怠った時は、年18.25%（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第14条（差引計算）

当社は、オークション会員との間で同時期に相対する債権が発生している場合、当社がオークション会員に対して有する債権の支払い期限に関わらず、差引計算にて精算するものとする。

第3章 検品

第1条 (検品目的)

当社の行う検品行為とは、出品制限に抵触しない商品が出品されていること及び出品会員の申告内容を前提として、公正かつ的確に客観的な立場で評価点を付すことを目的としたもので、検品の結果について当社は責任を負わないものとする。又、評価への疑義も原則として受け付けないものとする。

第2条 (出品商品検品)

- (1) 出品会員は、出品しようとする商品に関して正確に情報を提示しなければならない。
- (2) 当社検品員は、出品会員によるウェブ登録データ、出品商品の状態のチェックを行うものとする。申告不備・出品データ確定後のデータ確認無き場合、すべて出品会員がその責任を負うこととなる。又、出品会員も分かりかねるような、各部を取り外したり分解等を必要とする隠れたる瑕疵についても出品会員の責任とする。成約後の申告不備による落札会員からのクレームは、出品会員が一切の責任を負うものとする。
- (3) 当社検品員の検品結果により、本章次条(出品制限基準)に該当する疑い又は該当した場合は、出品不可扱いとする。但し、本章次条(出品制限基準)に該当する疑いがはれた場合は、出品可能とする。

第3条 (出品制限基準)

- (1) 当社オークションに出品することができない商品は、次のとおりとする。
 - ① 粗悪商品(「粗悪商品」とは、商品本体、及びその付属品とを問わず、通常利用以外で生じるダメージ・その他の災害を受けて外観や機能に著しく欠陥を生じたものをいう。)
 - ② 不正品(「不正品」とは、コピー商品、加工商品及び商標権、意匠権等の第三者の知的財産権を侵害している商品のことをいう。)
 - ③ 盗難品・遺失物、その他出品会員が所有権を有しない商品。
 - ④ 上記①～③の疑いのある商品。
 - ⑤ 当社がオークションでの取引を困難と判断したもの。
 - ⑥ 当社取扱外メーカー商品。当社取扱外メーカー商品については、当社が取扱を開始する場合は、ウェブサイト又はFAX、書面による通知の何れかの方法にて通知することとし、通知の内容に基づき出品可能とする
 - ⑦ 商品の全部又は一部に、環境省が定める『レッドリスト』に掲載されている絶滅のおそれのある野生生物の種が使用されているもの。
 - ⑧ 動物の全部又は一部が使用された商品のうち、品質タグ・素材タグ等が無く、商品に使用されている動物を特定することが不可能なもの。
- (2) 出品会員が前項の商品を出品した場合、又は、出品した商品がその他当社の定める基準に適合しなかった場合には、当社は同会員に対し出品制限を行うものとする。
- (3) 出品しようとする商品の純粋な付属品を除き、複数の商品を合算して一つの商品とすることはできない。

第4章 配送

第1条 (検品における配送手続き)

- (1) 出品会員は、当社オークションに商品を出品する場合、第3章に定められた検品を目的として、美術品・骨董品・茶道具等を株式会社日興堂に配送する手続きを行わなければならない。その際は、商品梱包を確実に行って配送すること。
- (2) 出品会員は商品添付タグに必要事項を記入し、商品に添付して発送しなければならない。商品添付タグの添付が無い場合、出品取消しとなることがある。
- (3) 出品会員は、出品予定商品を当社カレンダーに基づき株式会社日興堂に到着するように手配しなければならない。

第2条 (成約商品における配送手続き)

成約商品の配送は、当社が指定した配送方法で行うものとし、会員は以下の条項を遵守するものとする。成約商品における引渡し及び受領に関しては、落札会員が責任を負うものとし、当社で落札した商品の配送費等は、全額落札会員の負担とする。

第3条 (落札商品配送業者指定)

当社からの落札商品発送は、当社指定配送業者に依頼するものとし、落札商品数により規定配送梱包方法にて発送をする。落札商品の配送において、当社指定以外の輸送業者を利用して配送することは原則できない。

第4条 (落札商品クレームの配送料負担について)

落札会員からのクレームキャンセル(契約解除)時、出品会員は当該商品取引に関わる全ての配送料を負担しなければならない。クレーム申告が成立しなかった場合、落札会員はクレーム処理に関わる全ての配送料を負担しなければならない。

第5条 (検品における配送・落札商品配送中の事故・損害補償)

- (1) 検品における出品会員から当社への配送中の商品破損については、当社は一切の責を負わない。
- (2) 落札商品配送中の事故・損害等については、配送業者の運送保険が定める保険内容に則るものとし、当社は一切責任を負わないものとする。
- (3) 落札商品配送中の事故・損害等が発生した場合は、落札者へ商品が到着した日から5営業日以内に、当社(日興堂 the オークション運営チーム)まで連絡をしなければならない。
- (4) 返品における当社への配送については、返品する旨を事前に当社(日興堂 the オークション運営チーム)まで連絡をし、その指示に従わなければならない。
- (5) 天災・地震など不可抗力に起因する商品損傷は免責とする。

第6条 (オークション出品前出品取消し商品の返送について)

オークション出品前に、何らかの理由で出品取消し扱いとなった商品の、出品会員への配送は、原則当該オークション終了後の発送とする。

第7条 (オークション流札商品の出品会員への返送代金について)

商品がニコオク又は当日商談で落札されなかった場合、当該商品は再出品(参加マニュアル「10. 出品商品の

再出品について」参照) する商品以外、出品会員の費用で株式会社日興堂から出品会員へ返送するものとする。

第5章 審査

第1条 (目的)

本章は、当社主催のオークションにおいて発生する会員間の取引上の問題について、これを建設的に解決し、売買当事者双方が理解と協力を持ってこれにあたることを目的とする。

第2条 (クレーム発生時の協力)

会員は、クレームの問題が起きた場合には、建設的かつ円満解決に協力し、ニコオクが調停した場合はその結果を遵守するものとする。又、他の会員や主催者への迷惑をかけるような行為、又は会員としてふさわしくない行動（業界常識を逸脱した要求やクレーム解決の妨げとなる遅延行為等）は決して行わず、ニコオクに参加するものとする。

第3条 (出品参加について)

当社の行う検品は、出品会員の申告に基づき、商品状態をオークション会員へ伝える為に正しく評価することが主たる目的であり、商品の外装・内装・機能を目視による確認、及び機械テスターでの確認となる。そのため、申告不備・出品データ確定後のデータ確認無き場合、すべて出品会員がその責任を負うこととなる。また、商品の水漏れに関しては目視で確認出来ず、また水を入れて行う検品は委託を受けた時点での状態を損なう恐れがあるため、落札された商品が水漏れする場合はすべて出品会員がその責任を負うこととなり、落札者がキャンセルすることができる。尚、出品会員も分かりかねるような、各部を取り外したり分解等を必要とする不具合箇所についても出品会員の責任とする。

第4条 (落札参加について)

落札会員は市場規約、運営規程の各規程・各規程及び参加マニュアルの内容を十分理解し、オークションにて落札予定の商品状態の内容をチェックし、不明な点は事前の問い合わせ等により十分に把握したうえで参加するものとする。落札商品の到着後は速やかに商品を確認し、万が一クレームがあれば期限内に具体的な申告を行うこと。又、クレーム内容により客観的判断が必要だと認められた場合には、クレームの早期解決に向け、当社より対応を指示する場合がある。

第5条 (クレーム対応の考え方)

- (1) オークションにて流通される商品は、新品として生産された品物が様々な使用環境を経て再流通されるため、全ての商品がそのまま再販出来る状態ではないことを前提とし判断することを基本とする。
- (2) オークションにて流通される商品は、そのほとんどが中古品であるため、その商品の品質状態については会員個々の価値観や「出品側」「落札側」と置かれる立場によっても見解の相違が発生することがあり得ることを了承するものとする。
- (3) 出品データに記載が無い事項のクレームに関しては、全てがクレームの対象とならないことを了承する。
- (4) 出品データに記載が無い事項のクレーム対処については、製造年、評価点の特性といった商品情報の内容を考慮し、出品・落札の立場が替わった場合にも同等な解決になるようオークションの健全化を前提に対応することを条件とする。

第6条 (時計機能等の機械クレーム対応について)

- (1) 落札会員からのクレーム内容が、出品商品明細に記載が無い、又は出品商品明細と相違がある場合は、

個々の商品の特性を踏まえ、機能上に問題があると当社が認めた場合、且つ本規程第5章第12条に定める免責に該当しない場合に対応を行う。その際に第三者の見解が必要な場合、基本的にメーカーの見積を判断材料とし、出品商品情報及び経年劣化を考慮し、公平な立場で裁定を行う。著しく機能に問題ありと判断された場合や、修理費用が高額であったり、時間を長く要するなど解決が困難な場合は、契約解除（キャンセル）を前提に対応する（参加マニュアル「16. クレーム対応基準について」参照）。又、発見困難な加工ダメージが落札後に判明した場合、クレーム期間に関わらず主催者判断で契約解除とすることがある。

(2) 不動・現状・動作保証無し等の記載がある時計は、ムーブメント等の動作保証は一切致しません。

第7条 （真贋クレームの対応について）

- (1) 真贋クレームが発生した場合、当社の出品基準への適合判断確認を当社にて行うが、判断しかねる場合は制作者又は所定鑑定人に真贋確認依頼をし、その結果をもって調停を行う。その場合の確認義務は原則として落札会員にあるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。尚、制作者又は所定鑑定人で真贋鑑定が困難な場合については、当社の判断基準をもって調停を行うものとする。
- (2) 落札商品の修理代金・修理業者への配送料等については、全て落札者の負担とする。但し、契約解除等のクレームが真贋鑑定結果に起因した場合は、鑑定及び鑑定証書取得等に要した代金並びに配送料等を出品会員が負担しなければならない。

第8条 （出品会員の参加確認義務）

出品会員によるウェブ登録データには、出品会員がすべて最終責任を負うものとする。又、出品会員の依頼により、電話・電子メール等で出品予定商品を当社にてデータ入力した場合の入力漏れ・入力事故、検品員による代行記入・入力事故等があっても、その内容についての確認責任は出品会員にあり、記載漏れ等がないか事前に最終確認作業を必須とする。又、出品会員は出品した商品本体のみならず、その付属品（保証書・鑑定書・鑑別書等）についても、その内容・品質に関して一切の責任を負うものとする。出品会員は、クレーム等トラブルが生じた時は、その処理に責任を持つものとする。

第9条 （契約の解除）

- (1) 落札会員は、以下に定める事項に当てはまる場合、出品会員の故意・過失の有無を問わず、商品到着日を含む5日以内に限り、返品請求を当社を介して出品会員に対して行うことができる。但し、別途参加マニュアルにて特別に期間を設けた内容についてはこの限りではない。
 - ① 出品商品明細と落札商品の品質が著しく相違している場合。
 - ② 出品商品明細と落札商品の当社が重要情報と判断する情報が相違している場合。
 - ③ 時計等の機械商品で、目視できる部分にダメージがあった場合。ダメージ部分の回復に必要な部品を出品会員が供給できるものについては、主催者を通して現物対応を認める場合もある。
- (2) 落札会員は、落札商品が盗難品又は遺失物であることが発覚した場合、出品会員の故意・過失の有無を問わず、当該商品の盗難又は遺失のときから1年以内に限り、当該売買契約の解除を、当社を介して出品会員に対して行うことができる。
- (3) 本条（2）以外で、出品会員が所有権を有しない商品を出品し、落札会員が商品の所有権を取得できなかった場合、出品会員の故意・過失の有無を問わず、当該商品が成約したオークション起算日を含め1年以内に限り、落札会員は当該売買契約の解除を、当社を介して出品会員に対して行うことができる。
- (4) 本条に定める売買契約が解除となった場合、出品会員は当該商品成約時の成約価格と同額の商品代金、並びに落札会員が負担した全ての手数料・配送料を落札会員に返金しなければならない。又、本条第6

項に定める場合には同項記載のペナルティ手数料並びに、当社が認めた損害賠償額を落札会員に支払わなければならない。

- (5) 本条に定める売買契約が解除となった場合、商品代金、ペナルティ手数料及び諸費用等の返還については、当社が出品会員に替わって落札会員に立て替え払いし、出品会員が当社に対し、当社が立て替えた金額を支払うものとする。その場合、出品会員は当該商品の返還を受けていないことをもって、当社への支払いを拒むことはできない。又、当該商品の返還が遅れた場合でも、出品会員は損害賠償等何らの請求をできないものとする。
- (6) 当社は次の場合、出品会員に対し立替払い金を支払わないものとする。
 - ① 出品会員が破産、特別清算、民事再生、会社更生、その他これに準ずる手続きを開始した場合。
 - ② 当社の調査により出品会員が事実上倒産したと当社が判断した場合。
 - ③ その他、出品会員の信用状態が相当程度悪化した場合。

第10条（当日契約の解除）

- (1) 会員は、以下に定めるキャンセルペナルティ、並びに成約手数料・落札手数料を支払うことにより、オークション開催当日中に契約解除を申し出た場合に限り、売買契約を解除することができる。尚、当日契約の解除については、当社が落札会員又は出品会員より解約の申し出を電話にて受けてこれを受理し、相手方に通知する。万一、相手方が不在等により連絡がつかない場合、当社からその旨を電子メールにより通知し、契約の解除とする。

◇落札会員の都合により契約解除を申し出た場合

落札商品価格の10%+手数料（自社会員区分落札料）

◇出品会員の都合により契約解除を申し出た場合

落札商品価格の20%+手数料（自社会員区分成約料）

- (2) 委託商品が落札された後に、落札者からの売買契約の解除（キャンセル）が成立した場合であっても、当社から委託者へ契約の解除があった旨の通知は行わない。

第11条（落札商品についての免責事項）

落札商品について、次の項目に該当する事由が存在する場合は、免責として契約の解除、売買代金減額及び損害賠償の対象とはしない。但し、当社が免責不相当と認めたものについては、この限りではない。

- (1) 出品商品明細と落札商品の内外装・機能の相違が、業者間オークション取引通念から判断して売買代金減額相当とはいえない場合。
- (2) 修理業者で対応可能な場合の修理代及びその諸費用。
- (3) クレーム期間を経過したクレーム申請。
- (4) クレーム受付後、同商品に対して2度目以降のクレーム申請。
- (5) クレーム申請中に出品会員の了解を得ないで加修・修理した費用。
- (6) クレーム調停中に、転売・小売り・オークション（ユーザー向けを含む）への出品を行った場合。
- (7) 転売後及びオークション（ニコオク含む）でのセリ後のクレーム申請。但し、盗難品、遺失物品、落札会員が所有権取得ができないと発覚した場合は本章第9条（2）及び（3）で定める通り、クレームを受け付けることがある。
- (8) 標準付属品の欠品に対し、主催者が下見画像にてその旨が確認できると判断できる場合。
- (9) 出品商品明細に記入のある鑑定書等は、出品会員が添付した参考資料とする為、これに起因するクレー

ムの場合。

- (10) 出品予定商品データ（下見画面）に記載されている商品定価に著しい相違があった場合。
- (11) 天然色石に対して下記の加工処理を除く加工処理がされている場合。
 - ① 含浸処理（有色）
 - ② 着色処理
 - ③ 拡散加熱処理
 - ④ レーザードリリング
 - ⑤ その他主催者が業者間オークション取引通念から売買代金減額相当と判断する加工処理
- (12) 「保証なし」・「見た目」・「現状」等の記載のある内容の商品。

第12条（仲裁）

- (1) 会員は、オークション上における取引上のトラブルについて、当社に依頼し早期解決により円滑な市場運営を図る。
- (2) 商品売買契約の解除又は商品代金減額請求について、売買当事者双方で調整が見つからない場合は、当社は公正・中立の立場で両会員の依頼に基づき協議の仲介を行うものとする。
- (3) 当社仲介による判断については、売買当事者双方とも誠意をもって従うものとする。
- (4) 出品会員及び落札会員が、当社の判断に対して不服がある場合、当社は公正なオークション運営を行うことができないと判断し、除名又は参加制限する場合がある。この場合、会員は異議の申立をしないものとする。

第13条（当社調査による事実上の倒産）

会員の取引状況等に応じて、当社は任意に会員を調査・訪問した場合等に、下記の事項の3項目以上に該当した場合は、当社は会員を事実上倒産したと看做することができるものとし、直ちに契約解除及び清算手続に入る事ができるものとする。

- (1) 電話をしても不通になり連絡が取れないことが継続した場合。
- (2) 営業時間中であるにも関わらず社内に代表者又は従業員等が確認できないとき。
- (3) 当社に登録された会員と無関係の第三者が社内又は店舗等を占有している場合。
- (4) 通常営業を継続するために必要と考えられる備品が社内又は店舗に存在しない場合。
- (5) 展示在庫が大幅に減少ないし存在しない場合。
- (6) 新聞や郵便物が溜まっており、その量が著しく拡大であるか若しくは、金融機関消費者金融事業者、税務署、裁判所等からの催促状がある場合。
- (7) 水道、電気等のメータが止まっている場合。
- (8) 代表者宅に本条（1）（6）（7）のいずれかに該当する事由がある場合。
- (9) 当社に登録される代表者個人の登録情報に事故情報がある場合。

以上

手数料規程

第1条 (手数料種別)

手数料の種類及び性質は、次の通りとする。

- (1) (成約手数料) 出品会員は、出品商品が成約した場合は、成約ごとに成約手数料を支払わなければならない。
- (2) (落札手数料) 落札会員は、出品商品が成約した場合は、落札ごとに落札手数料を支払わなければならない。
- (3) (出品取消手数料) 出品会員の都合、もしくは出品基準に満たない商品で、各回オークション開催前に出品取消があった場合は、出品取消手数料を支払わなければならない。
- (4) (その他手数料) 出品会員及び落札会員は、その他諸手続において、当社の定める手数料を支払わなければならない。

第2条 (決済)

会員は、請求書確定日を含めた4営業日以内に、当社に対し手数料を支払うものとする。又、当社は、商品代金の立替金等当社の会員に対する支払いと前記手数料とを相殺することができる。

第3条 (遅延損害金)

会員が負担する債務の支払いを怠った時は、年18.25% (1年を365日とする日割り計算) の割合による遅延損害金を当社に支払うものとする。

第4条 (規程の改訂)

手数料規程の改訂を当社が必要と認めた場合、随時任意に改訂し会員に通知する。

第5条 (オークション手数料)

<手数料金額一覧>

手数料	: 落札手数料	10,000円まで	500円	※1品につき
		11,000円以上 49,000円まで	1,000円	※1品につき
		50,000円以上	2,000円	※1品につき
	: 出品手数料		落札額の6%	※1品につき
年会費等	: 年会費		20,000円	※2020年6月より
	: 入会金		30,000円	※2020年6月より

*上記手数料には、別途消費税が掛かるものとする。

以上

参加マニュアル

株式会社日興堂（以下、「当社」という）が定めるオークション会員資格（以下「オークション会員」という）入会のお申し込みと同時に、下記事項に関して同意いただいたものとします。尚悪質な違反があった場合は、「日興堂 the オークション」（以下、「ニコオク」という）へのご参加を一切お断りいたします。参加を希望される方は、必ず最後まで熟読してください。

1. 厳守事項

- (1) 各種規約・規程・規定で定めるルールや提出物、入金期限等を厳守すること。
- (2) ニコオクでは当社の指示に従い、システムを正しく安全に利用すること。
- (3) 古物営業許可事業者としての高い意識を持つこと。
- (4) いかなる理由においても、第三者に権利や ID を譲渡しないこと。

※疑問点や分からない事柄が生じた場合は、必ず当社日興堂 the オークション運営チームまでお問い合わせください。ご自身で判断し、参加に支障をきたしたとしても、当社は一切の責を負いかねます。またマニュアルをお読みいただけず、ニコオクの操作や入力を誤り、参加に支障をきたした場合も同様です。

2. ニコオク参加条件

- (1) ニコオクに参加可能な、当社が定める会員資格を有すること（オークション会員であること）。
- (2) パソコン・タブレット・スマートフォン等を使用し、インターネットに接続できる環境が整っていること（光回線推奨）。

3. ニコオクについて

(1) 応札について

1回あたりの競り上げ価格は次の通りとします。

- ①1,000円 ②5,000円 ③10,000円

(2) 事前下見について

事前の下見は、ニコオク開催日の3日前から開催日当日の午前7時59分まで、随時パソコンやスマートフォン上から可能です。また、下見応札も同時に可能です（事前下見の期間内であれば、いつでも応札が可能です）。

(3) 落札商品の代金支払いについて

落札商品の代金は、落札詳細についての確定内容を明記したご請求メール（以下、「確定メール」という）を、当該ニコオクが終了した翌営業日（以下、「請求書確定日」という）に、予め登録された落札者のメールアドレスに対して送信します。落札者は、請求書確定日を含めた4営業日以内に、当社指定の銀行口座へお振り込みください。請求書確定日を含めた4営業日以内にご入金の確認ができない場合、当社よりメール・電話等によりご確認させていただきます。また、請求書確定日を含めた7営業日以内にご入金を確認できない場合、当該落札が取り消されるものとさせていただきます。尚、支払期日をお守りいただけない状況が度重なる場合や、齟齬のあるご入金を繰り返される場合などにつきましては、個別にご連絡の上、当社とのお取引をお断りさせていただく場合がございます。

(4) 落札商品の返品について

落札された商品については、原則として返品することができません。但し、当社より何らかのダメージがあった場合は、個別に早急に対応させていただきます。返品の手順は、次の通りとします。

1. 返品交渉依頼書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、商品の到着から5営業日以内に当社オークション事業部までFAXにてご送付下さい。(FAX：078-575-8619)
2. FAXを送付された旨をお電話にてご連絡下さい。(TEL：078-575-9728)
3. 佐川急便着払いにて運営者住所宛に交渉商品をお送り下さい。
4. 商品到着後、当社担当者にて確認をし、返品の可否をメールにてご連絡致します。
5. 交渉成立後、登録の口座にご返金致します。

※返品のみお受けいたします。値引きはお受けいたしません。また、落札商品の引渡しよりも前に、落札商品の販売活動を行っていることを確認した商品も、返品はお受けいたしません。

(5) 落札商品が盗難品又は遺失物であることが発覚した場合について

当該商品の売買契約の解除を、落札会員に対して行う場合があります。

(6) 商品発送について

落札された商品の配送日時指定は行っておりません。請求書確定後、ご入金を頂いたお客様より順次発送の手続きを進めさせていただく為(入金後3営業日以内に発送致します)、個別対応は致しかねます。

(7) 商品発送後の紛失又は破損について

落札者に対して当社より当該商品発送後の商品状況については、配送業者様等と調査の上、個別対応とさせていただきますので、商品到着時に、内容物をすべてご確認頂き、破損が見られる場合は、到着日を含む5営業日以内に当社までご連絡ください。

(8) 落札者の商品確認義務について

落札商品と出品商品データに相違があった場合、納入された日から5営業日以内に当社(日興堂 the オークション運営チーム)まで連絡をしなければなりません。

(9) 予期せぬシステムのエラーについて

ニコオクのシステムにおいて、システムエラーが発生した場合は、売買契約が成立しなかったものとみなし、そもそもの取引が無かったものとして処理をします。尚、システムエラー等により、ニコオク参加者に損害が発生した場合でも、当社は責任を負いかねます。予めご了承ください。

(10) 入会金及び年会費の支払いについて

請求書発行日を含めた4営業日以内に、当社指定の銀行口座へお振り込みください。請求書発行日を含めた4営業日以内にご入金の確認ができない場合、当社よりメール・電話等によりご確認させていただきます。また、請求発行日を含めた30日以内にご入金を確認できない場合、退会手続きを取らせていただきます。

(11) 送料の未入金について

月初から月末までの発送分の送料を翌月1回目のニコオクにてご請求させていただきます。請求書確定日を含めた4営業日以内に、当社指定の銀行口座へお振り込みください。請求書確定日を含めた4営業日以内にご入金の確認ができない場合、当社よりメール・電話等によりご確認させていただきます。また、請求書確定日を含めた

30日以内にご入金が確認できない場合、退会手続きを取らせていただきます。尚、支払期日をお守りいただけない状況が度重なる場合や、齟齬のあるご入金を繰り返される場合などにつきましては、個別にご連絡の上、当社とのお取引をお断りさせていただく場合がございます。

4. その他

定めのない事項について

ニコオクに関する各規約・規程・規定・マニュアル等に定めのない事項については、当社と当該会員が共に誠意をもって協議の上、建設的に解決していくものとします。

5. 運営者

株式会社日興堂 日興堂 the オークション運営チーム

住所：〒650-0802 兵庫県神戸市兵庫区水木通8-3-14

TEL：078-575-9728 FAX：078-575-8619 メールアドレス：kobe_shineikai@yahoo.co.jp

以上

評価額前払いサービス利用規定

株式会社日興堂（以下、「当社」という）が提供する評価額前払いサービス（以下、「本サービス」という）について、利用される場合は以下の事項に同意いただいたものとします。尚悪質な違反があった場合は、当社の提供する全てのサービスの利用を一切お断りいたします。ご利用される方は、必ず最後まで熟読してください。

1. 本サービスの概要

- （１） 「日興堂 the オークション」（以下、「ニコオク」という）への出品を行うことを前提に、商品をお預かりした時点で当社が評価を行い、評価した額（以下、「販売見込額」という）の70%の金員（以下、「前払い金」という）を振込手数料を当社が負担しお支払いします。
- （２） ニコオクにて落札後、落札価格から前項にてお支払した前払い金を差し引いた額をお支払いします。

2. 本サービスご利用条件

- （１） ニコオクに参加可能な、当社が定める会員資格を有すること（オークション会員であること）。
- （２） 当社による与信審査を通過し、当社の許可を受けること。

3. 本サービスについて

- （１） ニコオク付帯サービスのため、本サービスご利用の手数料は掛かりません。
- （２） 本サービスご利用中の場合であっても、当社の判断で本サービスの提供をお断りさせていただく場合があります。
- （３） 販売見込額は当社が決定し、販売見込額の変更は一切行いません。また、販売見込額に関する如何なる異議を申し立てることもできません。
- （４） 販売見込額は消費税額を含めません。また、前払い金も販売見込額に課税をしないものとします。
- （５） 前払い金には、利息は発生しません。
- （６） 前払い金の支払いスケジュールは、当社到着後に当社評価者により評価を行い、事前にご登録いただいている利用者の口座へ速やかにお振込みします。
- （７） 落札価格が前払い金を下回り、利用者に対して過払いとなった場合は、別のお取引がある場合は相殺させていただきます。尚、別のお取引が無い場合、その他相殺が不可能な状態の場合は、過払いとなっている金額を別途ご請求させていただきます。
- （８） 過払いとなっている金額の未払い等が発生している場合は、お預かりしている商品の留保ができるものとします。また、当該未払い金の返還請求日から30日経過後、尚当該未払い金が解消していない場合、当該留保商品を当該未払い金額で当社に引き渡したものとさせていただきます。
- （９） 3回に渡り連続してオークションに出品したものの落札されなかった場合は、前項が適用されることとします。
- （10） 与信審査における審査基準及び不許可理由等についてのお問い合わせには、一切応じかねます。

4. 本サービスのご利用方法について

- （１） ニコオク内から本サービスの利用欄をチェックし、お申し込みください。
- （２） 本サービスを希望される場合、同一商品リスト内の全ての商品に対して本サービスが適用されます。同一商品リスト内の一部の商品に対し、個別に本サービスを適用することはできません。

5. 本規定に定めのない事項について

ニコオクに関する各規約・規程・規定・マニュアル等に定めのない事項については、当社と当該会員が共に誠意をもって協議の上、建設的に解決していくものとします。

以上

お任せプランサービス利用規定

株式会社日興堂（以下、「当社」という）が提供するお任せプランサービス（以下、「本サービス」という）について、利用される場合は以下の事項に同意いただいたものとします。尚悪質な違反があった場合は、当社の提供する全てのサービスの利用を一切お断りいたします。ご利用される方は、必ず最後まで熟読してください。

1. 本サービスの概要

本サービスは、出品会員様に代理して、当社が売主として落札者との間で商品売買契約を行う形で出品代行を行います。当社は、本規定に基づいて出品の委託をした会員（以下、「出品委託者」という）より当社が受諾した物品をニコオクにて販売します。その際、出品する商品を当社に郵送いただき、当社において商品タグ付け・システムへの登録・検品・撮影・出品等の作業を行い、当社にて預かり保管した状態で販売を行ない、落札者からの入金確認を含めた落札者対応を行った上で当社から落札者へ商品等をお送りいたします。

2. 本サービスご利用条件

- (1) ニコオクに参加可能な、当社が定める会員資格を有すること（オークション会員であること）。
- (2) お任せプラン依頼書がダウンロードでき、メールにて依頼書をお送りしていただけること。

3. 本サービスについて

- (1) 出品会員様にてお任せプラン依頼書への記入を行い、メールにて受付を行います。その情報を元に当社にて登録作業を行います。
- (2) 到着した商品により当社がなんらかの損害を受けた場合その損害金額を全額請求できるものとします。
- (3) 当社は、郵送等の方法により出品委託者の商品を受け取り、善良なる管理者の注意義務の下、商品を保管・管理するものとします。
- (4) 当社は、ニコオク上での掲示や電子メールの送付等、当社が適当と判断する方法により、出品委託者に対して必要な事項を通知します。
- (5) 通知の効力は、当社が当該通知を本サイト上又は電子メールで行った場合は、本サイト上に掲示した時点、又は電子メールを発送した時点とします。
- (6) 本サービスご利用中の場合であっても、当社の判断で本サービスの提供をお断りさせていただく場合があります。
- (7) 当社による検品・出品作業は、早期に実施することを努めておりますが、混雑時などは2週間前後のお時間を頂戴する場合があります。また、原則として到着順に出品作業を行います。商品の点数や種類によって若干前後する事もございますので予めご了承下さい。
- (8) 出品に際しての商品説明・文章・商品タイトル・出品カテゴリー・画像などは当社任意にて設定させていただきます。当該内容に関するクレームは一切受付いたしませんので、予めご了承下さい。
- (9) 未開封の商品をお送り頂いた場合、内容物の確認の為に開封させて頂く場合があります。
- (10) 電化製品や時計に関しての動作確認は電源の ON・OFF などの確認は致しますが、機能詳細までの確認はできかねます。また、動作詳細確認 NG の場合、落札者とのトラブル防止の為に、商品自体の素材や使用感のランクに関わらず D ランク表記も併せて行う場合がございますので予めご了承下さい。

4. キャンセルについて

キャンセルを希望される場合は、手数料規程のとおりキャンセル料が発生いたします。

5. 本サービスのご利用方法について

ニコオク内から本サービスの利用欄をチェックし、お申し込みください。

6. 本規定に定めのない事項について

ニコオクに関する各規約・規程・規定・マニュアル等に定めのない事項については、当社と当該会員が共に誠意をもって協議の上、建設的に解決していくものとします。

以上